

新年は1月8日(金)より
業務を行います

事務所HPアドレス
<http://www.tokatsu-law.com/>



発行
東葛総合法律事務所
編集責任者 萩原得誉
〒271-0092
千葉県松戸市松戸1281-29
松戸スクエアビル5階
電話 047-367-1313代
FAX 047-367-1319



初日の出 犬吠埼

新春どうであらうし

多くの国民が、老いも若きも男性も女性も、平和を、民主主義を求めて立ち上がりました。声を上げました。しかし、これらを全く無視する形で、暴力的な強行採決がなされました。それでも、私たちは諦めません。「国民の不断の努力」で護られるべき憲法(十二条)、今こそ、国民が努力すべきときです。権力が暴走する気配を見過ごしてはなりません。見て見ぬふりもいけません。そうやって悲惨な歴史が作られてきたことを忘れてはいけません。

私たちは、今何が起きているのかを知り、何ができるのかを考え、声を上げ続ける一年を、皆さんと共に歩みたいと思っています。

東葛総合法律事務所

代表 弁護士 蒲田孝代

弁護士 福富美穂子

弁護士 齋藤雅子

弁護士 宗みなえ

弁護士 萩原得誉

弁護士 長浜有平

弁護士 藤吉彬

弁護士 原康樹

事務局長 富田常雄

事務局員一同

シリーズ

憲法を考える

民主主義ってなんだろう

第6回



2015年9月19日、「国際平和支援法」及び「平和安全法制整備法」が強行採決のうえに成立しました。同月30日にはこれが公布され、2016年3月に施行される見通しとなっています。今回は、前回に続き、同法律について主に民主主義の視点から考えていきたいと思います。

法律の問題点は？

まず、この法律では、これまで政府の憲法解釈を前提としても認められていなかった集団的自衛権の行使を認めています。集団的自衛権の問題点については、『カットび』第58号の「シリーズ憲法を考える」の記事で触れましたが、何ら歯止めが無く、際限なく世界中の戦争に、自ら進んで巻き込まれて行くような内容になっていると言わざるを得ません。

また、「後方支援」という名の下に、自衛隊の活動範囲を大きく拡大している点も大きな問題点です。『カットび』第60号の記事で触れましたが、「後方支援」といっても実質的には武力行使と一体化と捉えられる活動が可能となり、「支援」の対象が、現地で実際に闘争をする人々」に向いている



「自らが決定者である」と言わんばかりの振る舞い

ことが明らかかな内容です。このように、今回の法律は、自衛隊の派遣の範囲、派遣先での活動内容が著しく拡大するのみならず、戦後70年間、(少なくとも正面からは)他国の戦争に参加をしてこなかった日本の在り方を大きく変えてしまう法律なのです。

多数決＝民主主義？

法律自体の合憲性や個別の問題点以外にも、今回の法律が成立するまでの過程について、民主主義との関係について取り上げられることが多々ありました。

民主主義と聞いて、まず多数決ということが思い浮かぶ方も多いと思います。では、100人中51人が賛成をし、49名の反対があった場合、反対意見を切り捨てて賛成の多数意見だけでもって物事を進めるのが民主主義と言えるのでしょうか。

多数意見により少数意見が意に反する支配を受けることになるのですから、多数決の当然の前提として、相互が反対意見に耳を傾け、説明と議論を尽くすことが求められなければなりません。しかし、

今回の法律の成立過程はどうだったでしょうか。政府は、国内で議論を始める前にアメリカに法律の成立を約束し、結論ありきで国会審議が開始しました。国会審議においても「現在の国際情勢」という極めて抽象的な必要性を掲げるのみであり、反対意見に対しても毎回同じような説明に終始し、議論が深まることはありませんでした。そのような政府の態度に対して、世論においても反対意見が広まっていく中、政府はこれら国民の声さえも一切聞かずに、「自らが決定権者である」と言わ



私達は声を上げ続けることが重要です

んばかりの振る舞いで、文字通り数の力で法律を成立させました。このような政権の態度は、参議院特別委員会での採決の際に、「議場騒然」「聴取不能」とされるような状態で採決を強行したこと、議事録に速記録と異なる記載がなされていたこと、地方公聴会の実施及び報告が形骸化していたという

手続面にも色濃く表れています。そもそも安倍政権が本当に多数の国民の支持を得ているのかということは、選挙制度に関連して問題となりますが、それを差し引いても、このように、最も大事にしなければならぬ意見形成の過程を無視した今回の法律の成立過程は、もはや民主主義によるものと

は言えず、国家権力の暴走であることは明かです。

私たちがすべきこと

憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければなりません（憲法十二一条）。憲法による

縛りを自ら解き、立憲主義を無視した政府に対しては、次の選挙で、私達が自らの手で直接ブレーキをかける必要があります。そのためには、今回、政府の「戦争法」成立に際して行ってきたことを忘れず、声を上げ続けて選挙に臨むことが重要なのです。

（本文・イラスト 当事務所憲法委員会）

くらしの法律相談

未成年者の自転車事故 親の監督責任は？



弁護士 齋藤 雅子

Q 中学生の乗る自転車にぶつけられ怪我をしました。その子の親に損害賠償請求できますか？

A 相手が未成年者の場合、本人に経済力はありませんから、その親に損害賠償請求したいのは当然のことです。今回のケースでは、この中学生に「自分の行為の法的責任を認識する能力（責任能力）」がないとされた場合、その子の監督義務者である親に対して、損害賠償請求を行

うことができます。例外的に、親がその監督義務を怠らなかつたと証明した時等には、その責任を免れることにはなりますが、現実的には責任を逃れることは難しいでしょう。

では、「責任能力がない」のは何歳までか。この点、12〜13歳程度が境界と言われたりもしますが、裁判所の判断は様々です。ただ、この中学生に責任能力があるとされたとしても、普段から子どもが危険な自転車の乗り方をしているのを知っていたのに放置していた等、親が子の監督責任を怠ったといえれば、親に損害賠償を請求することは可能です。

相手が未成年者だからといって諦めるのではなく、その親にも損害賠償を申し入れ、話し合いをしてみることが大切です。

コラム

鬼怒川の決壊

事務局長 富田 常雄
(兼業農家)



稲刈りシーズンから遅れること1ヶ月。10月中旬、コンバインを操作する私は煙のような土埃の中にいた。

鬼怒川決壊により水没した田んぼでの作業だ。

被災した田んぼには共済金が出るという。しかし枯れかけた稲を放置することはできない。では、

収穫した泥水につかって芽が出てきているような米が売れるのだろうか。

やりきれない思いで何とか作業は終了した。被災米の収穫は、30キロの袋で100を超えた。しかしJAは買い取る方針がないという。たまたま通りかかった近所の人を買ってくれる業者を教えてください。

29年前の小貝川決壊でも水田が全滅した。昨年は、まさかの鬼怒川決壊。その朝、ラジオで流れる越水のニュースからは何らの危機感も伝わってこなかった…

※鬼怒川は大丈夫という先入観があった。我が家のすぐ近くを流れる小貝川が心配だった。

考えてみよう、
憲法のこと
パート2

木村草太さん講演会

報道ステーション
コメンテーター

安保法制、憲法改正、18歳選挙…。何となく耳にするけど。
「何となく」でいいのかな。草太先生!!今、いったい何が起きているの?

講師 木村草太さん
1980年生まれ。東京大学法学部卒。活動を経て、現任、自民党東京選挙区、テレビ朝日系に『報道ステーション』のコメンテーターも勤める。
『選挙』文芸春秋、『選挙』講談社、『選挙』集英社、『選挙』朝日新聞、
法政大学での講義を主とした『憲法のこと』(新書)は、
『東大生はよく読んでおくべき』と評され、
書籍に『中ミス生教授の選挙入門』(集英社新書)、
『選挙入門!』(西村祐一先生との共著・有斐閣)、
『未読の憲法』(東京大学法学部の共著・新潮社)、
『テレビが伝える選挙の真実』(PHP新書)、
『選挙の真実—戦後70年から考える—』(大塚敦子先生との共著・NHK出版新書)、
『憲法改正論はなぜ議論なのか』(新文社)など。

日時 2016年2月20日(土) 18:30 ~ (開場 18:00 ~)

参加費 500円 (資料代) ※高校生以下は無料
★ご入場には (無料の方も) チケットが必要です
事前にお求めください。電話予約可 (チケットのお引換えは当日となります)。

会場 松戸市民劇場 ホール
松戸市本町 11 番地の 6 (松戸駅西口徒歩 5 分)

お問合せ・お申込み 東葛総合法律事務所
TEL 047-367-1313 FAX 047-367-1319

●主催 『考えてみよう、憲法のこと』実行委員会 ●後援 松戸市 松戸市教育委員会

新人弁護士 自己紹介



原 やすき 康樹

初めまして。昨年12月から弁護士として事務所の一員となりました原康樹です。

出身は、だんじり祭りでも有名な大阪の岸和田市です。

大学は法学部ではなかったのですが、小さい頃からの夢である弁護士

士になるため、一念発起しロースクールに進学しました。司法試験合格を機に大学の頃から交際していた彼女と結婚し、現在は二人で暮らしています。

司法修習を経るにつれ、地域の身近な人々と関わって働く弁護士像を理想と考え、本事務所を志望しました。

千葉という土地は初めてではありませんが、法律を通じて皆さまの生活がより豊かになれるよう手助け出来れば良いなと考えております。どうぞよろしくお願ひ致します。

友の会コーナー



昨年10月17日(土)に「友の会」ためになる講座 The 選挙を開催しました(写真)。講師は当事務所の齋藤雅子弁護士が行い、当日は33名の方が参加されました。学習会は、現在の選挙の仕組み・問題点など(一票の格差・死票の問題など)を中心に、寸劇や

模擬選挙を行い、わかりやすく進められました。皆さん自分の考えを国会に届けるためにも是非選挙に行きましよう。

今後の行事予定

「考えてみよう、憲法のことパート2」(実行委員会形式)
2016年2月20日(土)
憲法講演会 講師 木村草太さん
(憲法学者・首都大学東京准教授)
午後6時30分開演、松戸市民劇場ホールにて。

■総会(ミニ講座あり)
2016年4月9日(土)
伊勢丹バンケットルームにて。
お問合せは当法律事務所まで。
(担当 事務局 齋藤)

講師派遣いたします!

市民のみならず皆様からの要望に応じて、当事務所の弁護士を講師として派遣しております。講師派遣のお問合せ、ご要望はお電話にてご連絡ください。(担当 事務局 富田)

講師テーマ(例)

- 憲法・平和問題
- 成年後見制度
- 特定秘密保護法
- 刑事手続
- 身近な法律問題 (相続と遺言、夫婦に関する法律、借地・借家をめぐる法律、労働問題など)

編集後記

今回は安保法制を民主主義という切り口で特集しました。どの切り口からみても問題点だらけ…。

何としても廃止せねばなりません。事務所に新しい力が加わることになりました。春には田丸事務局も復帰予定です。今年もよろしくお願ひいたします。(HA)